

## 出資法人改革実施計画における公益法人制度改革対応について

## 1 組織体制の見直し

## 【財団法人の場合】

理事会、評議員、評議員会の設置(必置)  
 評議員の選任方法(理事・理事会による選任不可)

## 【社団法人の場合】

社員総会の設置(必置)  
 理事会、監事の設置(任意) 公益社団法人は必置

## 【共通事項】

会計監査人の設置(収益の額、費用及び損失の額等が基準以上の法人は必置)

## 2 経営基盤の充実・強化

## 【公益社団・財団法人を目指す場合】

## 公益目的事業の認定

以下を踏まえ、事業の見直しが必要かどうか。公益目的事業の認定見直しはどうか。

認定法(注)別表(第2条第4号)各号への該当  
 現行の事業が何れの事業に該当するのか。(別表1)

「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」の認定(公益目的事業の認定のチェックポイント)

該当する事業区分毎に示されたチェックポイントの基準を満たしているか。  
 (別表2)

(注)認定法=公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

公益目的事業比率(50%以上)

公益目的事業の認定見直しを踏まえ、該当事業の比率(見込み)はどうか。

経理的基礎及び技術的能力

財政基盤の明確化、経理処理・財産管理の適正性・情報開示の適正性などの経理的基礎及び技術的能力)を満たしているかどうか。

その他

収益事業の扱い、公益目的事業の収入(収支相償)、遊休資産額の保有制限等

## 【一般社団・財団法人を目指す場合】

公益目的支出計画の策定等

公益目的財産額を把握しているか。妥当な計画が策定できるかどうか。

## 3 役職員数及び給与制度の見直し

役員の構成

- ・理事会・評議員会は理事、評議員本人が出席(代理人出席不可、書面による議決権の行使不可)
- ・理事及び監事の要件(配偶者、親族等が1/3を超えない。他の同一の団体の理事等が1/3を超えない。)等
- ・役員等の報酬等の支給基準の策定(不当に高額とならないような基準)

## 公益認定法第2条第4号の別表23事業

事業種類
1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
6 公衆衛生の向上を目的とする事業
7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
11 事故又は災害の防止を目的とする事業
12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの（現時点で政令での定め無し）

## 公益目的事業のチェックポイント(公益事業認定ガイドラインより)

事業区分	チェックポイント
(1) 検査検定	当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	当該検査検定の基準を公開しているか。
	当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。
	検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。
	検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。
(2) 資格付与	当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	当該資格付与の基準を公開しているか。
	当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。(注)ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
	資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。
	資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。
(3) 講座、セミナー、育成	当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。
	当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。
	講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。
(4) 体験活動等	当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。
	体験活動に専門家が適切に関与しているか。
(5) 相談、助言	当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。
	当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。
(6) 調査、資料収集	当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。
	当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。
	当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。
(7) 技術開発、研究開発	当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。
	当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。
	当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。
(8) キャンペーン、月間	当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。
	(要望・提案を行う場合には、) 要望・提案の内容を公開しているか。

(9) 展示会、ショー	当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。
	(出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。
(10) 博物館等の展示	当該博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。
	資料の収集・展示について専門家が関与しているか。 展示の公開がほとんど行われず、休眠化していないか。
(11) 施設の貸与	当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。
(12) 資金貸付、債務保証等	当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。
	対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。
	債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。
	資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)
	当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。
(13) 助成(応募型)	当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	応募の機会が、一般に開かれているか。
	助成の選考が公正に行われることになっているか。
	専門家など選考に適切な者が関与しているか。
	助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)
	(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。
(14) 表彰、コンクール	当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)
	選考に当たって専門家が適切に関与しているか。
	表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めてないか。
(15) 競技会	当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。
	出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。
(16) 自主公演	当該自主公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	公益目的として設定された趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われているか。
(17) 主催公演	当該主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
	公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがあるか
	主催公演の実績(公演名、公演団体等)を公表しているか。
上記の事業区分に該当しない事業	事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)
	事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)
	ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)
	イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)
	ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
	エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)